

# 修繕契約書

修繕請負について、発注者 那覇市（以下「甲」という。）と、受注者 ○○（以下「乙」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

第1条 この契約の要領は次のとおりとする。

- 修繕の名称 仲井真中学校受変電設備修繕
- 契約金額 ¥\*\*\*\*\*-  
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥\*\*\*\*\*-)
- 契約保証金 ¥\*\*\*\*\*-  
(那覇市契約規則第30条の規定に該当する場合は免除)
- 履行期間 契約の日から 令和9年3月31日
- 修繕場所 那覇市字仲井真189番地
- 前金払 適用する。契約金額の10分の4以内とする。

第2条 乙は、修繕が完了したときは直ちに完了届により、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、乙の立会を求めて直ちに検収しなければならない。

第3条 甲は修繕の検収後、乙の提出する適正な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払うものとする。

第4条 乙の責めに帰すべき理由により、完了期限内に完了することができない場合において、延長する期限内に完了する見込みがあると認めるときは、甲は遅延損害金を徴収して完了期限を延長することができる。

2 前項の遅延損害金は遅延日数に応じ、当該契約の締結の日における支払い遅延防止法第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額とする。

第5条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは契約を解除することができる。

- 契約締結または義務履行について不正の行為があったとき。
- 完了期限内に義務を履行しないとき、または履行の見込みがないと認められるとき。
- 契約解除の申し出があったとき。
- 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者または乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団、暴力団員または暴力団関係者に該当すると判明したとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

第6条 この契約に関して甲乙間に意見の相違が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し双方が記名押印して各自その1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市  
那覇市長 知念 覚 印

(乙)

印

## 別紙

「仲井真中学校受変電設備修繕」（以下「本契約」という。）中の第1条第3号に規定する契約保証金、同条第6号に規定する前金払及び第5条に規定する契約の解除について、下記のとおりとする。

### 第一（契約の保証）

- 1 乙は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。
  - 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、甲が確実に認める金融機関又は保証事業会社の保証
  - 四 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 乙が第1項第三号から第五号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は次の各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
  - 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 請負代金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

## 第二 (前金払)

- 1 乙は、国土交通大臣の登録を受けて前払金保証事業を営む保証事業会社と、契約書記載の履行期間を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前金払を甲に請求することができる。
- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前金払を行わなければならない。
- 3 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領済みの前金払額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前金払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 4 乙は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前金払額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前金払の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、甲と乙が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
- 6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

## 第三 (前金払にかかる保証契約の変更)

- 1 乙は、別紙第二第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。
- 2 乙は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。
- 3 乙は、前金払額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を

保証事業会社に直ちに通知するものとする。

#### 第四 （前払金の使用等）

乙は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

#### 第五 （解除に伴う措置）

- 1 甲は、この契約の履行前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、前払金があったときは、当該前払金の額を第1項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前金払額になお余剰があるときは、甲の指定する期間内にその余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 別紙第一第3項第一号から第三号に掲げる者が本契約を解除した場合は、本契約第5条第1項第2号に該当する場合とみなす。
- 5 本契約第5条第2項の場合において、別紙第一の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって本契約第5条第2項に規定する「違約金」に充当することができる。